



Q 相続税の改正がありました。孫への贈与を考えています。相続税改正により、孫への贈与が有利になるのは、本当ですか？

A 平成25年4月1日から平成27年12月31日までに、祖父母などから所定の手続きを経て教育資金の一括贈与を孫等が受けた場合の贈与税の非課税制度が新設されました。さて、相続税では相続・遺贈により財産を取得した人が、被相続人の死亡の日以前3年以内に被相続人から財産を贈与されていた場合、相続財産に加算しなければなりません。

孫やひ孫が受贈者となつたこの教育資金は、通常の場合相続人ではなく、この3年以内の贈与財産の加算は適用されず有利と言えます。ただ、代襲相続人でない孫が遺贈で相続財産を取得すると相続税が2割増になりますので、注意が必要です。

また、平成25年度改正相続税法では平成27年1月1日以降の贈与から相続時精算課税制度の適用者に孫が含まれることになっており、孫に対する贈与時の贈与税が軽減されます。

● 読んで頂いた先生



神谷 研氏
神谷研税理士事務所
(東海税理士会所属)

“赤ひげ事務所”と呼んでください。どんなことでも、「あっそつだ神谷にちょっと相談してみよう。頼んでみよう。」と頼れる身近で“便利な秘書”。「情報の宝庫」。インターネット会計、海外進出支援、他企業ネットワーク、特殊業種や決算予測会計、資産税にも明るい“安心”事務所です。
<http://kentax.gr.jp>

税理士 神谷 研
● 東海税理士会所属
神谷研税理士事務所

安城市三河安城本町2-1-4 第一東海ビル403号室

☎(0566) 77-2099